

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

道人事委員会規則

○職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則……	1
○教育職給料表の適用を受けることとなる北海道職員の給料の切替え等に関する規則…	1
○北海道職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則……	2
○北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……	2
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……	2
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……	3
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則……	3
○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則……	4
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……	4
○公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……	10

道人事委員会告示

○北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定の一部 改正……	10
--	----

道 人 事 委 員 会 規 則

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成31年3月29日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則6-53

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則（北海道人事委員会規則6-
6）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「同項第3号」を「同項第4号」に改める。

別表第1の2の項中第17号の次に次の3号を加える。

(18) 社会福祉士又は主任社会福祉士

(19) 精神保健福祉士又は主任精神保健福祉士

(20) 公認心理師又は主任公認心理師

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

教育職給料表の適用を受けることとなる北海道職員の給料の切替え等に関する規則をここ
に公布する。

平成31年3月29日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1374

教育職給料表の適用を受けることとなる北海道職員の給料の切替え等に関する規則
（趣旨）

第1条 この規則は、北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成31年北海
道条例第7号。以下「改正条例」という。）附則第2項の規定に基づき北海道学校職員の
給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）別
表第2アの教育職給料表(1)又は市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に
関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）
別表第1の教育職給料表（以下「教育職給料表」という。）の適用を受けることとなる職
員の職務の級及び号俸の切替え並びに改正条例附則第3項及び第4項の規定による給料に
関し必要な事項を定めるものとする。

（職務の級及び号俸の切替え）

第2条 平成31年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において行政職給料表の適用
を受けていた職員のうち、改正条例附則第2項の規定により切替日において教育職給料表
の適用を受けることとなる職員の切替日における職務の級及び号俸は、学校職員給与条例
又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員が初任給、昇格、昇給等の基準に関す
る規則（北海道人事委員会規則7-405）第26条及び第27条の規定の適用となる職員とし
てそれらの規定を適用した場合に決定される職務の級及び号俸とする。

（改正条例附則第3項の適用除外職員）

第3条 改正条例附則第3項に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員と
する。

- (1) 切替日以降に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更すること
をいう。）をした職員
- (2) 切替日以降に降号（職員の号俸を同一の職務の級の下位の号俸に変更することをいう。
次条第1項第1号において同じ。）をした職員
- (3) 切替日以降に育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法
律第110号）第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。次条第1項第2号にお

北海道人事委員会規則 7-1375

北海道職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

北海道職員等の旅費支給規則（北海道人事委員会規則 7-6）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「印」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道職員等の旅費支給規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道職員等の旅費支給規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

北海道人事委員会規則 7-1376

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7-28）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 3 北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成31年北海道条例第58号）附則第 2 項の規定により読み替えられた条例第12条第 2 項第 4 号に規定する人事委員会が定める額は、同号の業務に係る次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 従事した時間が 4 時間以上の場合 3,600円

(2) 従事した時間が 4 時間未満の場合 2,700円

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

北海道人事委員会規則 7-1377

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

いて同じ。)を開始し、又は終了した職員

(4) 部内の他の職員との均衡を考慮して人事委員会が定める職員

(改正条例附則第 4 項の規定による給料の支給)

第 4 条 改正条例附則第 2 項の規定の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の 2 以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第 4 項の規定による給料として支給する。

(1) 降号をした場合 切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する給料月額から、当該降号をした日に当該降号がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸に対応する給料月額に相当する額と当該降号後に受けることとなる号俸に対応する給料月額との差額に相当する額（降号を 2 回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

(2) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務等をしている職員 切替日の前日にその者が受けていた号俸に対応する給料月額に、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第 3 号）第 2 条第 2 項又は第 8 条第 1 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

イ 育児短時間勤務等を終了した職員（アに掲げる職員を除く。） 切替日の前日にその者が受けていた号俸に対応する給料月額

2 改正条例附則第 2 項の規定の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第 4 項の規定による給料として支給する。

（この規則により難い場合の措置）

第 5 条 改正条例附則第 3 項及び第 4 項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

北海道職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則 7-188）の一部を次のように改正する。

別表第 1 向陽学院及び大沼学園の項第 1 号中「児童と」を「常時児童と」に改め、同項第 2 号中「児童自立支援専門員」を「児童の自立支援又は生活支援に関する業務に直接従事することを本務とする職員」に改め、同項第 3 号から第 5 号までを削り、第 6 号を第 3 号とし、第 7 号を第 4 号とし、第 8 号を第 5 号とする。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則 7-1378

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7-267）の一部を次のように改正する。

別表第 1 アの表本庁の項中 「課長 参事 担当課長」を「課長 室長（課に置かれる室の長に参事 担当課長に限る。）」に改め、同項中

「

室長（課に置かれる室の長に限る。）	3 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2 種）
-------------------	-----------------------------

」を削り、同表北海道博物

館の項中「学芸部長」を「学芸部長 研究部長」に改める。

別表第 1 イの表特別支援教育センターの項中「2 種」を「1 種」に改める。

別表第 1 ウの表警察本部の項中「首席指導官」、「厚生監査官」及び「通信指令官」を削る。

別表第 1 エの表中「秘書室長」を「室長」に改め、同表中

「

速記室長	3 種
------	-----

」を削る。

別表第 2 エの表 4 級の項中

「

3 種	79,600円
-----	---------

」を

「

1 種	113,800円（人事委員会が別に定める者にあっては、102,400円）
2 種	91,000円

」に改める。

3 種	79,600円
-----	---------

」

別表第 2 オの表 4 級の項中

「

3 種	76,700円
-----	---------

」を

「

1 種	109,600円（人事委員会が別に定める者にあっては、98,600円）
2 種	87,700円
3 種	76,700円

」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）第17条の 2 の規定により管理職手当を支給される職員のうち、北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成31年北海道条例第 7 号）附則第 3 項又は第 4 項の規定の適用を受ける職員で、この規則による改正後の管理職手当に関する規則第 3 条の規定による管理職手当の月額がこの規則の施行の日の前日においてこの規則による改正前の管理職手当に関する規則第 3 条の規定によりその者が受けることとなる管理職手当の月額（以下「改正前の手当額」という。）に達しないこととなるものについての管理職手当の月額は、平成34年 3 月31日までの間、改正前の手当額に相当する額とする。
- 前項の規定による管理職手当の月額について、同項の規定により難い特別の事情があるときは、任命権者はその都度人事委員会事務局長と協議して別段の定めをすることができる。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則 7-1379

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7-280）の一部を次のように改正する。

第26条の 2 中第 6 号を第 8 号とし、第 3 号から第 5 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

（3）高等学校教育職給料表（学校職員給与条例第 5 条第 1 項第 2 号アに規定する教育職給

北海道人事委員会規則 7－1381

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則 7－405）の一部を次のように改正する。
目次中「削除」を「級別職務分類（第3条）」に改める。
第1条中「職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及び」を削る。
第2章を次のように改める。

第2章 級別職務分類
（級別職務分類）
第3条 道職員給与条例第4条第4項、学校職員給与条例第5条第4項、市町村立学校職員給与条例第2条第1項及び警察職員給与条例第5条第4項に規定する人事委員会規則で定めるもの及び人事委員会規則で定める職務の級は、別表第1に定める級別職務分類表に定めるとおりとする。
第11条に次の1項を加える。
2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号俸については、前項の規定にかかわらず、第13条から第17条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号俸を調整し、又はその者の号俸を前項の規定による号俸より上位の号俸とすることができる。
別表第1を次のように改める。

別表第1 級別職務分類表（第3条関係）

ア 行政職給料表級別職務分類表

職務の級	組 織		職 務
3 級	知事	共通	福祉専門員、職業訓練専門員、専門普及指導員、専門普及職員又は技術専門員の職務
	警察	警察学校	助教の職務
4 級	知事	本庁	秘書又は文書専門員の職務
		総合振興局及び振興局	児童福祉司の職務
		部に属する出先機関	消防学校講師、原子力環境センター課長、看護学院事務長（5級の項に掲げる職務を除く。）、心身障害者総合相談所身体障害者福祉司、高等技術専門学院科長、障害者職業能力開発校科長又は漁業研修所研修主査の職務
	教育委員	本庁	社会教育主事の職務

料表(1)をいう。以下同じ。)の適用を受ける職員のうち、職務の級が4級の職員
(4) 中学校及び小学校教育職給料表（学校職員給与条例第5条第1項第2号イに規定する教育職給料表(2)及び市町村立学校職員給与条例第2条第1項に規定する教育職給料表をいう。以下同じ。)の適用を受ける職員のうち、職務の級が4級の職員
別表第2海事職給料表の項中「及び2級の職員（人事委員会が別に定める職員に限る。）」を削り、同表医療職給料表(2)の項中「7級の職員」を「7級」に改め、「(人事委員会が定める職員を除く。）」、「6級の職員（人事委員会が定める職員に限る。）及び」及び「並びに2級の職員（人事委員会が定める職員に限る。）」を削り、同表備考中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

附 則
（施行期日）
1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
（経過措置）
2 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第27号）附則第3項から第5項までの規定によりその者が属する職務の級が医療職給料表(2)の6級（以下「旧級」という。）となる職員に対するこの規則による改正後の給与の支給に関する規則別表第2の適用については、これらの項の規定により当該職員が旧級に属する間、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月29日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則 7－1380

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
給料表の適用範囲に関する規則（北海道人事委員会規則 7－404）の一部を次のように改正する。
第3条第1項本文中「これらを」を削り、「職員に」を「職員及びこれらの職員と同等の職務に従事するものとして別に指定する職員に」に改める。
第4条第1項中「職員に」を「職員及びこれらの職員と同等の職務に従事するものとして別に指定する職員に」に改める。

附 則
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月29日

	会	教育局	社会教育主事の職務			海区漁業調整委員会	海区漁業調整委員会事務局	事務局長の職務	
		所管機関 （道立学校を除く。以下同じ。）	図書館課長（６級の項に掲げる職務を除く。）、図書館企画主幹、美術館課長（６級の項に掲げる職務を除く。）又は教育研究所課長（６級の項に掲げる職務を除く。）の職務				内水面漁場管理委員会事務局	事務局長の職務	
		警察	警察本部		主査の職務	6級	知事	本庁	主任技師、主任文書専門員、総括普及指導員又は職業訓練指導主事の職務
			警察学校		教官の職務				
			方面本部		主査の職務			総合振興局及び振興局	課室長（課に置かれる室の長をいう。以下同じ。）、保健環境部地域保健支所長、保健環境部児童相談分室長、産業振興部商工労働事務所長、産業振興部農業改良普及センター次長、産業振興部農業改良普及センター支所長、産業振興部耕地出張所長、産業振興部水産技術普及指導所長、檜山振興局森林室長、宗谷総合振興局森林室長、根室振興局森林室長、森林室事務所長、建設管理部出張所長、建設管理部空港管理事務所長、道税事務所長（７級の項に掲げる職務を除く。）、道税事務所課長又は道税事務所主幹の職務
	警察署		主査の職務						
	議会	議会事務局	秘書の職務		部に属する出先機関		東京事務所主幹、札幌道税事務所主幹、消防学校課長、消防学校主任講師、原子力環境センター次長、原子力環境センター札幌分室長、北方領土対策根室地域本部北方領土対策室主幹、衛生研究所主幹、心身障害者総合相談所課長、向陽学院自立支援課長、大沼学園自立支援課長、計量検定所副所長、計量検定所主任技師、ASEAN事務所長、高等技術専門学院次長、高等技術専門学院分校長、高等技術専門学院訓練管理課長、農業大学校課長又は病害虫防除所主幹の職務		
	監査委員	監査委員事務局	監査主査の職務					教育委員会	本庁
	5級	知事	本庁		主任普及指導員の職務		教育局		企画総務課長、教育支援課長又は室長の職務
			総合振興局及び振興局		室次長（課に置かれる室の次長に限る。）、検査専門員、用地専門員、保健環境部企画主幹、保健環境部児童相談室主任児童福祉司、保健環境部社会福祉事務出張所長、産業振興部農業改良普及センター主任普及指導員、産業振興部農業改良普及センター技術主幹、産業振興部農業改良普及センター支所次長、産業振興部農業改良普及センター支所技術主幹、産業振興部耕地出張所次長、産業振興部耕地出張所工事次長、産業振興部水産技術普及指導所支所長、建設管理部出張所次長、建設管理部出張所施設保全室長、建設管理部出張所主幹、建設管理部出張所総合治水事務所長、建設管理部出張所事業所長又は建設管理部空港管理事務所次長の職務		所管機関		図書館室長、図書館管理課長、近代美術館総務企画課長、美術館副館長（8級の項に掲げる職務を除く。）、教育研究所管理課長又は特別支援教育センター庶務課長の職務
		警察	警察本部		主監の職務		警察		警察本部
			警察学校		主監の職務			警察学校	科長、次席、調査官、班長又は困難な業務を処理する主監の職務
	方面本部		主監の職務		方面本部			次席、指導官、監査室長、交通管制センター所長又	
	警察署		主監の職務						

			は運転免許試験場長の職務	
		警察署	会計官の職務	
	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	主幹の職務	
	監査委員	監査委員事務局	監査主幹又は技術主監の職務	
	海区漁業調整委員会	連合海区漁業調整委員会事務局	事務局長の職務	
7 級	知事	本庁	参事、専門参事、課室長、首席文書専門員、首席普及指導員、上席普及指導員、文書館長、道政相談センター所長、行政情報センター所長、パスポートセンター所長又は収用委員会事務局長の職務	
		総合振興局及び振興局	室長（保健環境部又は建設管理部に置かれる室の長に限る。）、室次長、産業振興部農業改良普及センター所長、森林室長（6 級及び8 級の項に掲げる職務を除く。）、小樽道税事務所長、苫小牧道税事務所長又は北見道税事務所長の職務	
		部に属する出先機関	東京事務所課長、東京事務所参事、東京事務所支所長、札幌道税事務所課長、消防学校副校長、原子力環境センター所長、サハリン事務所長、北海道博物館総務部長、女性相談援助センター副所長、衛生研究所企画総務部長、精神保健福祉センター事務長、旭川肢体不自由児総合療育センター事務長、向陽学院長、大沼学園長、計量検定所長、高等技術専門学院長（8 級の項に掲げる職務を除く。）、障害者職業能力開発校長、農業大学校副校長、農業大学校教務部長又は漁業研修所副所長の職務	
	教育委員会	本庁	参事、課室長又は教職員事務センター長の職務	
		教育局	次長の職務	
		所管機関	図書館部長、近代美術館部長、教育研究所総務部長又は特別支援教育センター副所長の職務	
	警察	警察本部	参事、次席、課室長、課センター所長（課に置かれるセンターの所長をいう。以下同じ。）、音楽隊長又は運転免許試験場長の職務	
		警察学校	課長又は術科室長の職務	
	議会	議会事務局	参事又は室長の職務	

	監査委員	監査委員事務局	監査参事の職務
8 級	知事	本庁	室長（部又は局に置かれる室の長をいい、9 級の項に掲げる職務を除く。）、局次長（9 級の項に掲げる職務を除く。）、室次長又は特に困難な業務を処理する参事の職務
		総合振興局及び振興局	空知総合振興局森林室長、渡島総合振興局東部森林室長、上川総合振興局南部森林室長、上川総合振興局北部森林室長、オホーツク総合振興局東部森林室長、オホーツク総合振興局西部森林室長又は十勝総合振興局森林室長の職務
		部に属する出先機関	東京事務所副所長、札幌道税事務所部長、消防学校長、北方領土対策根室地域本部副本部長、北海道博物館副館長、女性相談援助センター所長、衛生研究所副所長、心身障害者総合相談所副所長、札幌高等技術専門学院長、農業大学校長又は漁業研修所長の職務
	教育委員会	本庁	特に困難な業務を処理する参事の職務
		教育局	教育局長の職務
		所管機関	図書館副館長、近代美術館副館長、教育研究所副所長又は特別支援教育センター所長の職務
	警察	警察本部	特に困難な業務を処理する参事の職務
		警察学校	部長の職務
	監査委員	監査委員事務局	室長又は技術監査監の職務
	9 級	知事	本庁
部に属する出先機関			東京事務所長又は札幌道税事務所長の職務
教育委員会		本庁	学校教育監の職務
		所管機関	図書館長又は教育研究所長の職務
選挙管理委員会		選挙管理委員会事務局	事務局長の職務

イ 公安職給料表級別職務分類表

イ 公安職給料表級別職務分類表

職務の級	組 織		職 務
3 級	警察	警察本部	分隊長の職務
		警察学校	助教の職務
		方面本部	分隊長の職務
4 級	警察	警察本部	主査、小隊長又は困難な業務を処理する分隊長の職務
		警察学校	教官、主査又は困難な業務を処理する助教の職務
		方面本部	主査、小隊長又は困難な業務を処理する分隊長の職務
		警察署	主査、交番所長（６級及び７級の項に掲げる職務を除く。）、警備派出所長（７級の項に掲げる職務を除く。）又は駐在所長の職務
5 級	警察	警察本部	困難な業務を処理する主査又は小隊長の職務
		警察学校	困難な業務を処理する教官又は主査の職務
		方面本部	困難な業務を処理する主査又は小隊長の職務
		警察署	困難な業務を処理する主査、交番所長（７級の項に掲げる職務を除く。）、警備派出所長（７級の項に掲げる職務を除く。）又は駐在所長の職務
6 級	警察	警察本部	室長補佐、隊長補佐、所長補佐、主監、班長、中隊長又は技能指導官の職務
		警察学校	班長又は主監の職務
		方面本部	室長補佐、主監、班長又は中隊長の職務
		警察署	分庁舎副所長、主監、班長、中央通交番所長又は歌志内交番所長の職務
7 級	警察	警察本部	次席、課室長、隊長（課に置かれる隊の長に限る。）、留置場長、課センター所長、指導官、副隊長、交通聴聞官、検視官又は困難な業務を処理する室長補佐、隊長補佐、所長補佐、主監、班長、中隊長若しくは技能指導官の職務
		警察学校	科長、次席又は困難な業務を処理する班長若しくは主監の職務
		方面本部	隊長（８級の項に掲げる職務を除く。）、次席、指導官、留置管理官、運転免許試験場長、機動警察隊副隊長、検視官又は困難な業務を処理する室長補佐、主監、班長若しくは中隊長の職務
		警察署	分庁舎所長、薄野特別捜査隊長、薄野交番所長、花川南交番所長、北広島交番所長、恵庭交番所長、登別交番所長、北斗交番所長、千歳警察署空港警備派

			出所長、警務官、生活安全官、地域官、刑事官、交通官、警備官、刑事・生活安全官、地域・交通官又は困難な業務を処理する分庁舎副所長、主監、班長、中央通交番所長若しくは歌志内交番所長の職務
8 級	警察	警察本部	隊長（部に置かれる隊の長に限る。）、監察官、理事官、総合企画官、組織犯罪対策官、災害対策官、管理官又は訟務官の職務
		警察学校	部次長の職務
		方面本部	監察官室長、機動警察隊長、理事官、総務官、監察官又は運転免許管理官の職務
9 級	警察	警察本部	組織犯罪対策局長、運転免許センター長又は監察官室長の職務
		警察学校	副校長又は部長の職務

ウ 海事職給料表級別職務分類表

職務の級	組 織		職 務
3 級	知事	本庁	三等航海士、三等機関士、三等船舶通信士、甲板長、操舵長、操機長、事務長、司厨長、工作長、航海主任又は機関主任の職務
	教育委員会	教育局	三等航海士、三等機関士、甲板長、冷凍長、操舵長、工作長、操機長、司厨長、航海主任又は機関主任の職務
4 級	知事	本庁	船務班長の職務
	教育委員会	教育局	船務班長の職務
5 級	知事	本庁	副船長の職務
	教育委員会	教育局	実習管理監の職務

エ 高等学校教育職給料表級別職務分類表

職務の級	組 織		職 務
1 級	教育委員会	道立学校及び市町村立学校	講師（２級の項に掲げる職務を除く。）の職務
2 級	教育委員会	道立学校及び市町村立学校	講師（任用の期限を付さないものに限る。）の職務
4 級	教育委員会	本庁	教育指導監又は課長の職務

オ 中学校及び小学校教育職給料表級別職務分類表

職務の級	組 織		職 務
1 級	教育委員会	道立学校及び市町村立学校	講師（2級の項に掲げる職務を除く。）の職務
2 級	教育委員会	道立学校及び市町村立学校	講師（任用の期限を付さないものに限る。）の職務
4 級	教育委員会	本庁	課長又は参事の職務
		教育局	義務教育指導監の職務

カ 研究職給料表級別職務分類表

職務の級	組 織		職 務
3 級	知事	部に属する出先機関	原子力環境センター科長、原子力環境センター主査又は北海道博物館研究主査の職務
		教育委員会	主任学芸員の職務
	警察	方面本部	副室長の職務
4 級	知事	部に属する出先機関	北海道博物館研究主幹の職務
		教育委員会	主幹又は学芸主幹の職務
	警察	所管機関	近代美術館学芸統括官、教育研究所研究主幹又は教育研究所センター次長の職務
		警察本部	専門研究官の職務
5 級	知事	方面本部	科学捜査研究室長の職務
		部に属する出先機関	北海道博物館研究部長、北海道博物館アイヌ民族文化研究センター長、衛生研究所副所長又は衛生研究所感染症センター長の職務
	教育委員会	所管機関	近代美術館学芸副館長、近代美術館部長又は教育研究所部長の職務
		警察本部	副所長の職務

キ 医療職給料表(1)級別職務分類表

職務の級	組 織		職 務
3 級	知事	本庁	主幹の職務
		部に属する出先機関	消防学校講師、衛生研究所部長、衛生研究所主幹、衛生研究所主査、心身障害者総合相談所課長、精神保健福祉センター部長、旭川肢体不自由児総合療育

			センター副院長、旭川肢体不自由児総合療育センター部長又は旭川肢体不自由児総合療育センター課長の職務
	教育委員会	本庁	主幹の職務
	警察	警察本部	医療主監の職務
4 級	知事	本庁	局長、課長又は医療指導参事の職務
		総合振興局及び振興局	部長又は室長(保健環境部に置かれる室の長に限る。)の職務
		部に属する出先機関	衛生研究所長、衛生研究所副所長、衛生研究所感染症センター長、高等看護学院長、心身障害者総合相談所長、精神保健福祉センター所長又は旭川肢体不自由児総合療育センター院長の職務

ク 医療職給料表(2)級別職務分類表

職務の級	組 織		職 務
1 級	教育委員会	道立学校	学校栄養職員の職務
2 級	教育委員会	道立学校	特に困難な業務を行う学校栄養職員の職務
3 級	知事	共通	理療専門員又は医療検査専門員の職務
4 級	知事	共通	特に困難な業務を処理する理療専門員又は医療検査専門員の職務
5 級	知事	共通	指導理療専門員又は指導医療検査専門員の職務
		総合振興局及び振興局	保健環境部企画主幹の職務
		部に属する出先機関	旭川肢体不自由児総合療育センター課長の職務
6 級	知事	本庁	主任技師の職務
		総合振興局及び振興局	保健環境部技術主幹、家畜保健衛生所 B S E 検査室長、食肉衛生検査所次長（7 級の項に掲げる職務を除く。）又は食肉衛生検査所課長の職務
7 級	知事	総合振興局及び振興局	食肉衛生検査所長（8 級の項に掲げる職務を除く。）、早来食肉衛生検査所次長又は帯広食肉衛生検査所次長（事務を総括整理する者に限る。）の職務
8 級	知事	総合振興	早来食肉衛生検査所長又は帯広食肉衛生検査所長の

		局及び振興局	職務
--	--	--------	----

ケ 医療職給料表(3)級別職務分類表

職務の級	組 織		職 務
4 級	知事	部に属する出先機関	看護学院講師の職務
5 級	知事	部に属する出先機関	看護学院教務主査又は旭川肢体不自由児総合療育センター副看護師長の職務
		警察本部	主査の職務
		警察学校	主査の職務
		方面本部	主査の職務
6 級	知事	本庁	主任技師の職務
		総合振興局及び振興局	保健環境部技術主幹の職務
		部に属する出先機関	看護学院副学院長、看護学院教務主幹又は精神保健福祉センター副部長の職務
7 級	知事	本庁	課長の職務

備考

- 1 行政職給料表級別職務分類表に定めるもののほか、道職員給与条例別表第5、学校職員給与条例別表第3及び市町村立学校職員給与条例別表第3に掲げる基準となる職務（以下「基準となる職務」という。）のうち4級から7級までのものにそれぞれ相当する調査員の職務、基準となる職務のうち7級及び8級のものにそれぞれ相当する副参与の職務、基準となる職務のうち8級から10級までのものにそれぞれ相当する参与の職務は、これらの基準となる職務とそれぞれその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務とする。
- 2 海事職給料表級別職務分類表に定めるもののほか、基準となる職務のうち3級から5級までのものにそれぞれ相当する調査員の職務は、これらの基準となる職務とそれぞれその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務とする。
- 3 研究職給料表級別職務分類表に定めるもののほか、基準となる職務のうち3級及び4級のものにそれぞれ相当する専門研究員、専門学芸員及び調査員の職務、基準となる職務のうち5級のものに相当する特別研究員、特別学芸員及び調査員の職務は、これらの基準となる職務とそれぞれその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務とする。

- 4 医療職給料表(1)級別職務分類表に定めるもののほか、基準となる職務のうち2級のものに相当する調査員の職務、基準となる職務のうち3級及び4級のものにそれぞれ相当する副参与の職務、基準となる職務のうち4級のものに相当する参与の職務は、これらの基準となる職務とそれぞれその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務とする。
- 5 医療職給料表(2)級別職務分類表に定めるもののほか、基準となる職務のうち5級及び6級のものにそれぞれ相当する調査員の職務、基準となる職務のうち7級及び8級のものにそれぞれ相当する副参与の職務は、これらの基準となる職務とそれぞれその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務とする。
- 6 医療職給料表(3)級別職務分類表に定めるもののほか、基準となる職務のうち5級及び6級のものにそれぞれ相当する調査員の職務、基準となる職務のうち7級のものに相当する副参与の職務は、これらの基準となる職務とそれぞれその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務とする。

別表第2アの表備考第4項第3号中「、児童生活支援員及び」を「及び児童生活支援員（寮において常時児童と起居を共にする者に限る。）並びに」に改める。

別表第2エの表備考中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、第1項として次の1項を加える。

- 1 職種欄の「校長」については、指導主事（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第1項の指導主事をいう。）である職員のうち、その職務が校長と同程度とみなされるものを含むものとする。

別表第2オの表備考中「第1項」を「第2項」に改め、同表備考を同表備考第2項とし、同表備考第1項として次の1項を加える。

- 1 職種欄の「校長」については、高等学校教育職給料表級別資格基準表の備考第1項に定めるところによる。

別表第6アの表中

「普及指導員 水産業普及指導員 林業普及指導員		大 学 卒	1 級23号俵	を削り、同表備考第3項中「、児童生活支援員、児童指導員及び」を「及び児童生活支援員（寮において常時児童と起居を共にする者に限る。）、児童指導員並びに」に改める。
		短 大 2 卒	1 級13号俵	
		高 校 卒	1 級5号俵	

」

考第3項中「、児童生活支援員、児童指導員及び」を「及び児童生活支援員（寮において常時児童と起居を共にする者に限る。）、児童指導員並びに」に改める。

別表第6エの表備考中「備考第1項」を「備考第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則16－31

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16－1）の一部を次のように改正する。

別表第1中17の項を削り、16の項を17の項とし、4の項から15の項までを1項ずつ繰り下げ、3の項の次に次の1項を加える。

4 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

別表第1中19の項を21の項とし、18の項の次に次の2項を加える。

19 北海道厚生農業協同組合連合会

20 地方税共同機構

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第5号

昭和48年北海道人事委員会告示第6号（北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

本文中「第5条」を「第3条、第4条、第5条」に改める。

第4項を第6項とし、第1項から第3項までを2項ずつ繰り下げ、第1項及び第2項として次の2項を加える。

1 高等学校教育職給料表

教育庁に勤務する指導主事（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第4項の規定に基づき指導主事に充てられた教員を除く。以下同じ。）である職員。ただし、中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員を除く。

2 中学校及び小学校教育職給料表

教育庁に勤務し、中学校、義務教育学校及び小学校の指導等に関する業務に従事する指導主事である職員